

あなたの輝くスタートを応援します！

高萩市創生奨学金返還支援 のご案内

本市への定住・移住を促進するため、高校や大学などを卒業後、市内に居住し就職された新規学卒者を対象にした支援事業です。在学中に貸与を受けた奨学金の返還を支援します。

最大

100万円

奨学金返還額

年間上限 **20万円** × **5年間** を支援！

対象となる奨学金

- ◇日本学生支援機構 第1種奨学金
- ◇日本学生支援機構 第2種奨学金
- ◇茨城県奨学資金
- ◇母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金に限る） など

対象者

- ①補助金の交付を申請する年度の末日まで継続して住民登録し、現に居住している方
- ②高校等程度以上※1の学校を卒業し、在学期間中に対象となる奨学金の貸与を受けた方
- ③就業しており、次のいずれかに該当する方（公務員は除く）
 - ・常時雇用される方 ※2
 - ・個人で農業その他事業を営む方又はその事業専従者 ※3
- ④補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する**新規学卒者**
- ⑤本市及び従前の居住地において市税等の滞納がない方

※1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高校等程度の学校をいう。

※2 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者に限る。

※3 所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者をいう。

補助金の交付額

補助金の交付を申請する年度内に返還した額（年額20万円を限度）

交付期間

最長5年間



補助金交付までの手続きフローチャート

申請者

①申請：提出書類

1. 高萩市創生奨学金返還支援補助金
交付申請書(様式第1号)
2. 申請者の市税等に滞納がないこと
又は非課税であることの証明書
(申請年の1月1日に市外に住居登録していた方のみ)
3. 奨学金貸与機関が発行する奨学金
の貸与を証するもの
4. 申請日が属する年度内に返還すべ
き奨学金の返還金額を証するもの
5. 教育機関を卒業したことを証する
もの
6. 就業していることを証するもの

年度内の奨学金返還

③請求：提出書類

1. 高萩市創生奨学金返還支援補助金
交付請求書(様式第5号)
2. 奨学金返還の事実を証するもの
3. 就業していることを証するもの

補助金入金

高萩市

②審査

申請者の対象要件の状況を確認
します。
※申請以降、変更や中止を行う
場合は別途手続きが必要です。

①交付申請

②決定通知

④審査

交付決定を受けた年度内の市内
居住・就労状況・奨学金の返還
状況を確認します。

③交付請求

④交付

交付決定を受けた期間内に、
市外へ転出するなど交付対象
要件を満たさなくなった場合、
補助金の交付およびそれ以降
の申請はできません。

Check!



交付決定後の繰り上げ返還
などにより増額した金額は、
補助対象となりません。

Check!



補助金は1年ごとに交付。
(5年間毎年交付申請が必
要です。)

Check!



問合せ

〒318-8511 茨城県高萩市本町1-100-1
高萩市 環境市民協働課 市民協働グループ
TEL : 0293-23-7031
MAIL : kankyous@city.takahagi.lg.jp

